

職員の勤務体制について

【内容】

行政に用事（10～20分程度）がある場合でも、会社を休む必要がある。不便なので朝8時から1名、出勤してもらえないでしょうか。

その出勤者は変形勤務という形で、就業時間を早める等検討をお願いします。

【回答】

現在、市役所は、ご存知のとおり、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで開庁しています。しかし、「昼間忙しくて市役所に行けない」という市民の皆さんに利用していただけるよう、平成17年11月から試行的に毎週木曜日、市役所本庁の窓口業務（市民課・保険課・税務課）の一部を午後7時まで延長しています。今後、利用状況等を参考にしながら見直しについても検討してまいります。

ただ、窓口業務の延長につきましては、今のところ本庁舎に限られていますので、行政局管内にお住まい又はお勤めの方につきましては、ご不便をおかけしますが、お昼休みや本庁若しくは各行政局のお近くに来られた際に、いずれの施設でも対応可能ですので、ご利用いただきますようよろしく申し上げます。

（担当：総務課）